

2019年9月 決算特別委員会知事総括質疑

島田 けい子 議員	1
浜田よしゆき 議員	6
他会派議員の質問項目	11

●京都府議会 2019年9月定例会予算特別委員会で、10月28日に行った日本共産党の島田けい子、浜田よしゆき議員が行なった予算特別委員会・知事総括質疑の質問と答弁の概要を紹介します。

島田けい子議員 (日本共産党/京都市右京区)

2019年10月28日

災害復旧事業の遅れを直視し、人員・体制のいっそうの強化を

【島田議員】日本共産党の島田けい子でございます。先に通告しております3点について伺います。

まず冒頭に、委員長のお許しをいただき、一言申し上げます。記録的な大雨を降らせた台風15号、19号に続く豪雨が、東海、首都圏、東日本各地、広範な地域に甚大な被害をもたらし、今なお被害が広がり続けております。犠牲となられた皆様にお心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げ、また懸命の救助・捜索活動と災害復旧に尽力いただいている皆様、また本府からも福島県へ職員を派遣され、現地支援を開始されたことについて、関係者の皆様にお心から感謝申し上げます。

日本共産党といたしましても、災害対策本部を立ち上げまして、現地調査を行い、避難所改善などの緊急要望を防災担当大臣にも直接お届けするとともに、全国で救援募金活動も取り組ませていただいているところです。西日本豪雨を超える甚大な被害であり、従来と異なった様相になっております。被災者が希望をもって生きられるように、防災・減災、被災者支援の取り組みについても、これまでの枠を超えた抜本的な見直しが必要であります。災害救助法の見直し、被災者生活再建支援法等の拡充など国へ要望していただくことを、強く要望しておきます。

さて、平成30年度、本府でも6月に大阪北部地震、7月豪雨、8月・9月の台風と、たいへんな自然災害に見舞われました。6名の方の尊い命が奪われ、住家被害は合計で17,550棟に上りました。道路や河川、農林水産被害も甚大であり、懸命に災害復旧に取り組んでいただいておりますが、先程から縷々述べられておりますように道半ばであります。

決算状況を見ますと、河川等災害復旧費は、繰り越し総額が事業費の2分の1にあたる約110億円と多額になっておりますが、これまでの災害復旧事業の進捗と課題について、知事の認識をまず伺います。

【西脇知事・答弁】島田委員のご質問にお答えいたします。災害復旧についてでございます。平成30年災害の公共土木施設災害復旧事業につきましては、平成16年以来の大規模な災害となったため、事業執行にあたり多くの繰越が生じたものでございます。進捗状況につきましては、京都府の施工する工事約850カ所のうち、9月末には約7割に着手し、そのうち約2割が完成をしております。災害が頻発するなか、被災箇所の早期復旧は緊急の課題と考えておまして、一日も早い復旧に向けて、鋭意工事の進捗を図ることとしております。このため、土木事務所の技術職員の定数を昨年度から5名増員し、災害復旧事業をはじめとする公共土木事業の執行体制の強化を図ったところでございます。さらに工事発注に係ります土木事務所決済額の上限額の引き上げや、概略発注方式の導入、京都技術サポートセンターの積極的活用など、土木事務所における業務の効率化を図ったところ

でございます。今後とも災害対応に万全を期しますとともに、効率的かつ効果的な執行体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

【島田・再質問】 ご答弁をいただきましたが、書面審査でも、29年度、30年度と連続した災害で、国費を受けるための査定が、夏の災害が1月、翌年に回される。査定の遅れによって事業執行が遅れることを当然のこのように答弁されるのは大問題だと感じましたが、いま鋭意ご努力をいただいているところであることは承知しておりますが、やはり、なんといっても体制の強化が必要であると考えます。災害の検証会議では、「丹後、中丹東土木事務所においては所管エリアが広く、現場到着が遅れた」「災害時の道路通行規制等を行う要員が不足した」、このことを課題に挙げ、私ども繰り返し要望しましたけれども、丹後、中丹東の駐在所を出張所に格上げし5人を増員されましたが、現場からは「災害対応や現場対応力は若干上がったが、出張所には独立した権限はなく、調整は宮津まで行かなければならない」などの課題が残されていると聞いております。「人員も体制もさらに強化が必要」という声が出されていますが、この声に対して、どのように今後取り組みますでしょうか。お答え下さい。

【知事・再答弁】 島田委員の再質問にお答えをいたします。いまご指摘の通り、今年度土木事務所の駐在を出張所に格上げし、また増員したことは事実でございます。それによってどういう課題があるかどうかにつきましては、役所の組織人員体制につきましては常に見直しを行っておりますので、もし課題があるかどうかにつきましては、また次の組織体制の見直しの時に、全体のなかで十分に検討して参りたいと考えております。

【島田・指摘要望】 今年度増員はされましたが、今後も災害が繰り返されるという予測が出されています。さらなる現場職員の増員と、土木事務所の再配置も検討することも要望しておきたいと思っております。また、災害の未然防止のための道路パトロール。直営でやられているものが、民間委託が進められております。退職者不補充方針を撤回いたしまして、こうした事業は直営で行うべきだと考えますので、このための検討を、要員を確保して対応されることも求めておきたいと思っております。

災害の頻発、被害の規模に見合うよう、住宅再建支援のいっそうの拡充を

【島田】 次に、被災された住宅の再建支援についてであります。

まず、京都府木造住宅耐震改修等事業についてです。昨年6月の補正予算審議の知事総括質疑の場で、大阪北部地震において被災された住宅の再建に迅速に対応するために、要件を緩和されました。被害家屋数が3,433軒ありましたが、要件を緩和して補助をした実績は80件余ということですが、これをどのように評価をされているのか、まず伺います。

【知事・答弁】 耐震改修事業についてでございます。自然災害からの住宅の復旧にあたりましては、被災の規模が大きい場合には被災者生活再建支援法によりまして支援金が給付されますが、大阪府北部地震では、京都府内でも多数の被害が出たにもかかわらず、大部分が一部損壊であったため同法が適用されなかったことから、特例的に木造住宅耐震改修等事業を制度拡充し、被災住宅の復旧を支援して参りました。具体的には、屋根の軽量化など耐震性が向上する工事につきましては、これまで補助対象としている昭和56年5月以前に建築された住宅とあわせまして、罹災証明が発行された住宅は建築年に関わらず補助対象に追加したものでございます。いまご質問のなかでご指摘ありました80戸は、特例とした昭和56年6月以降建築の住宅のみの戸数でございます。ここ数年は400戸～800戸で推移しておりました簡易耐震改修の利用実績は、昨年度1,096戸となっております、平成29年度と比べ332戸増加をしております。そのうち、とくに被害が多かった八幡市では、これまで年数戸であった利用実績が114戸と大幅増となっており、増加分の多くは被災した住宅に利用されたものと推測されますことから、被災者支援として事業は一定の役割を果たしたものであるというふうに考えております。

【島田・再質問】 ご答弁をいただきました。京都府木造住宅耐震改修事業、この特例について、要件緩和で八幡市など支援対象も広がって、これを活用された方から喜びの声も伺っております。ただし、先ほど簡易改修 1,096 戸、これは京都府事業に上乘せをして市町村独自の支援も入って、やっと千件ということでもあります。それから、すでに国の被災者生活再建支援法を補完する制度としての、京都府の地域再建被災者住宅等支援事業、これを半壊・一部損壊・床上浸水などにも適用されておりますが、これとて平成 30 年度では 264 件にとどまっております。先ほども申し上げましたように昨年 1 年だけでも 17,000 軒を超える家屋の被害があったわけで、繰り返される災害で被災者が支援を受けるための制度が、まだまだ実情に応じていないという現状が残されているのではないかと考えております。暮らしの再建、生業の再建の土台である住宅の再建支援制度のさらなる拡充に、被災者を誰一人見捨てない、その立場でお取り組みを強化をしていただくよう、強く求めておきたいと思っております。

それを検討するにあたりましては、先日報道で、大阪の摂津市が被災者に直接アンケートを取りまして、4 割が家屋の修理ができず、その理由の半数が経済的な負担の問題だとの結果を発表されていまして、これを受けてさらなる検討するという報道がございましたので、京都府としても市町村と連携をして、このような調査をおこなう必要があるのではないかと考えておりますが、ご見解を伺います。

【知事・再答弁】 島田委員の再質問にお答えをいたします。住宅等の災害に対する支援制度につきましては、国の制度も含めて、ここ一貫していろんな事業の改善が行われてきております。その都度の災害の状況、被災者の状況に合わせてだと思っております。いまご指摘のありました点につきましては、我々、常に制度を作るときにあたりましては、被災者、住民、各市町村の声をお聞きしておりますので、そうしたなかで十分に声を拾い上げていきたいというふうに思っております。

【島田・指摘要望】 ありがとうございます。被災者の声を十分お聞きいただきまして、関係者と連携してぜひ調査も行いながら、制度拡充にお取り組みをいただきたいと思っております。被害を受けるのは住民です。何年たっても、何度要望してもなかなか進まない現状に業を煮やし、挙句の果てに、被害にあっても住宅再建の制度にも乗らない。そこに今回のようなスーパー台風が襲えば、一体どうなるのか。ひとたまりもないではないか。住民のみなさんに不安が広がっております。「ハード整備には限界」などという答弁や理由はダメです。課題を明確にし、現場の声に耳を傾け、取り組んでいただくことを強く求めておきます。

最後に要望にとどめますが、介護の必要なお年寄りや障害者も含めて、一時避難所の多くが学校の体育館であります。度重なる災害を経験しながら、冷暖房設備もなく、プライバシーも守れず、情報収集にも困難を極めるなど旧態依然です。開会中の臨時国会で、武田防災担当大臣が「災害救助法が適用された自治体に対し、簡易ベッド、間仕切り、簡易台所等の整備、適温食の提供や栄養バランス等の配慮、福祉避難所の設置と介護員の適正配置等々、取り組みを市町村に対して通知をしている」と答弁されました。本府におきましても検証会議を行いまして、マニュアルなどもつくられたようですが、国へ財政支援を求めていただかないと進みません。必要な体制を確保しながら、市町村を支援して、避難所の環境改善に取り組まれることを強く求めておきます。

公立・公的医療機関再編統合の押しつけは許せない。「再検証」の撤回求めよ。

【島田】 次に、公立・公的医療機関再編統合問題について伺います。

厚生労働省は 9 月 26 日、公立・公的医療機関の再編統合に向けた議論を促すとして、全国 424 の病院名を一方的に公表されました。これに対して、地方自治体からいっせいに厳しい批判の声が上がっています。

京都府内で名指しされた 4 病院のうち、私も働いておりました難病医療の拠点・宇多野病院や、舞鶴市民病院と連携して急性期医療とリハビリを提供する舞鶴赤十字病院、さらに 24 時間 365 日の在宅診療と急性期医療を担う市立福知山病院大江分院、そして国保京丹波町病院も 365 日時間外救急を受け付けるなど、いずれも地域住民のいのち、患者さんのいのちと健康を守る砦として、なくてはならない病院です。

そこで伺います。患者さんや地域住民、医療従事者にいま、大きな不安と動揺が広がっていますが、これに対する知事の認識と対応方針について、再度お聞かせください。地域や病院の実情を無視した、画一的な基準での「再検証」を求めることはそもそも許されません。本府として、国に対して「再検証」の撤回を求めるとともに、病床削減ありきの公立病院再編統合の押し付けをやめるよう、国へ求めるべきと考えますがいかがですか。

もう一点、今回の対象となった1,455病院は、高度急性期・急性期病床がある病院や、地域医療支援病院が対象となっているのはなぜでしょうか。国の狙いは医療費の抑制のために病床を削減することであり、なかでも急性期病床の削減にあると考えますが、いかがでしょう。また国は、「地域医療構想」をてこに都道府県にベッド削減の計画をつくらせ、2025年のベッド数を今より5万床も少ない119万床に削減する計画を進めていますが、本府としてはどのようにお考えか、伺います。

【知事・答弁】公立病院再編統合問題についてでございます。病院名の公表につきましては、先ほど石田委員に答弁しましたとおり、今回の公表はあまりに唐突で、府民に誤解や負担を与えるもので、きわめて遺憾であります。京都府としてただちに国に抗議するとともに、国と地方の協議の場で、全国知事会の代表であります平井知事から、「一方的な発表はすべきではない」「丁寧に協議しながら検討を進めるべき」といった意見を強く申し入れたところでございます。国からは、公表方法に対する反省の意や、説明責任を果たしていく旨の意向が示され、10月17日の九州を皮切りに国と地方との意見交換会が開催されており、明日には近畿地区を対象に開催される予定でございます。今後こうした機会をとらえまして、地域にふさわしい医療提供体制の維持・充実の観点から、あらためて地域における議論の結果を尊重するとともに、地方と十分に協議すべきとの意見を、国に対し強く申し述べてまいりたいと考えております。国が公表対象とした病院の選定についてでございますが、今回、高度急性期・急性期病床がある病院、および地域医療支援病院を対象とした理由については、厚生労働省から明確な説明はなく、十分なデータも示されておりません。地域において十分な議論を行う観点からも、国の責任におきまして病院の選定理由等の説明を行うとともに、すみやかに十分なデータの提供を行うよう、全国知事会を通じて国に求めているところでございます。また「地域医療構想」についてでございますが、京都府におきましては高齢化が進行するなか、地域における医療及び介護の総合的な確保という観点から、独自にレセプト等による受診状況の分析や全病院に対するヒアリングなどを実施し、平成29年3月に「地域包括ケア構想」を策定したところでございます。2025年に必要な病床数につきましては、地域の実情を踏まえた急性期から回復期等への病床機能の転換を検討する一方で、総病床数は現状を維持して参りたいと考えておるところでございます。

【島田・再質問】唐突な発表で誤解や不安を招くということですが、そもそも厚生労働省が分析したというデータは、診療実績が平成29年度6月1カ月分の情報だけでありまして、「医療機関の一部のデータが欠落しているが」としたうえで発表されたものと承知しております。公表された病院の中にはすでに統廃合でなくなった病院もあるなど、調査の方法も、分析の基準も、根拠も欠けるものでありましたので、説明ではなくこれは「撤回」すべき代物だと思うんですが、もう一度明瞭に、「再検証」の病院名公表そのものを「撤回すべき」と求めていただきたいと思っております。

京都府の「地域包括ケア構想」では、たしかに許可病床数は現状から増える計画となっておりますが、急性期病床については回復期へ。人口高齢化にもなって必要な部分ありますが、しかし診療報酬上お医者さんも看護師も少ない数で済むというように、急性期から慢性期へ誘導するという施策が進んでおりますので、やっぱりこれ社会保障の抑制の一環なんです。そうではなくて、あくまでも地域の医療の実態に合わせて、必要な急性期医療を切り捨てることのないように、あくまで現場の声をしっかり受け止めて、住民のいのち守る立場でがんばっていただきたいと思っておりますが、再度ご決意を伺います。

【知事・再答弁】島田委員の再質問にお答えいたします。この発表はあまりに唐突で遺憾だと申しておりますし、そもそも国の方も「あくまで参考的に」と言っておりますので、きちっとまずは説明を求めるべきだということふうに考えております。地域医療提供体制の整備につきましては、地元関係者で構成いたします地域医療構想調整会

議におきまして、地元医療機関等の意見を十分に踏まえまして、地域の実情に合わせた提供体制の構築に努めて参りたいと考えております。

【島田・指摘要望】医療費の削減ありきでベッド削減をゴリ押しすれば、「入院患者さんの追い出し」や「医療難民」を増大させるのは必至であります。政府に対しては毅然として対応していただき、必要な医師や看護師の確保等行って、地域医療を守るために全力を挙げていただくことを強く要望して、最後の質問をいたします。

医療的ケアが必要な重度障害児者への支援。看護師確保の補助制度の拡充を。

【島田】重度障害児者の医療的ケアについてです。

本府は平成30年度から、「重度障害児（者）在宅生活支援事業」を廃止しました。この事業は、痰の吸引など医療的ケアが必要な重度の障害者が生きていくために、そして社会参加をしていくために、たいへん重要な事業です。現在、府内の支援学校には医療的ケアが必要な生徒が80余名在籍されています。卒業後の生徒たちを受け入れる生活介護事業所にたいして、京都府は看護師確保の人件費補助を行ってこられました。これを打ち切ったのは本当に重大であります。最終年度の予算は1900万円。この予算を削られました。私も何度もこの問題を取り上げました。京都府が行った調査結果について、「大きな影響はなし」と結論づけられました。看護師確保の人件費という点では、いずれの施設もマイナスになっております。国に対して、補助単価の引き上げや要件緩和を求めていただくこと、国費が不足する部分については本府独自の人件費補助制度の創設を要望されておりますが、これについてどうお答えになりますか。お聞かせ下さい

【知事・答弁】医療的ケアが必要な重度障害児者への支援についてでございます。京都府では、医療的ケアが必要な重度障害児者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、日中活動の支援を行う事業所での受け入れを促すため、平成22年度から、国に先駆けまして看護職員の加配等の経費に対して補助をしてきたところでございます。平成30年度の国の報酬改定におきまして、看護職員複数配置した場合の加算、送迎加算の拡充など重度障害児者を支える制度の充実がなされたことを踏まえまして、府独自制度は、医療的ケア児のショートステイの受け入れ施設の拡充など、利用者のニーズに応じた事業に組み替えました。このため、報酬改定後の施設への影響を把握するため、意見交換や実態調査を行い、障害者自立支援金給付費等の収入に大きな影響がなかったことを確認しております。本来、重度障害児者の受入のための看護職員の配置を行う事業所に対する支援制度は、国において対応されるべきところでございます。事業所全体に大きな影響はなかったものの、国の看護職員の配置加算は重度障害児者の利用日数に応じて行われることとなっておりまして、看護職員の雇用実態を十分に反映していない面も見られますことから、当該配置加算の要件緩和や単価の見直し等につきまして、国に要望を行っているところでございます。

【島田・指摘要望】国に制度の改善の要望を出すということは、不備を認めたということでありまして、京都府が独自に、緊急に支援をしていただきたい。「必死で生きる我が子を安心して施設に通わせたい」。子どもや親たちの願いに応じていただき、どの地域でも障害のある方が安心して暮らせるような体制整備を求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

以上

再稼働の裏で「原発マネー」還流。関電任せにせず徹底解明を

【浜田】日本共産党の浜田よしゆきです。引き続きまして、西脇知事に質問させていただきます。

まず、関西電力の役員らが、原発立地先の福井県高浜町の元助役から多額の金品を受領していたいわゆる「原発マネー」環流問題についてお聞きします。何よりも重大なことは、「原発マネー」の還流というのが高浜原発3、4号機の新設計画と同時に始まり、2011年の東京電力福島第一原発事故後に本格化した高浜原発3、4号機の再稼働の時期に、金品受領額が急激に増えていることです。関電の調査報告書によると、関電の原子力事業本部の要職4人の、元助役からの金品受領額が、関電が高浜3、4号機の再稼働に向けた審査を原子力規制委員会に申請した2013年7月頃から急増しています。4人の中の、副社長で原子力事業本部長の豊松秀巳氏と、同副本部長で高浜原発所長の大塚茂樹氏は、地域協議会や住民説明会に出席をして、高浜原発再稼働について「安全対策に終わりはない」などと説明しておりました。京都府はその説明をもとに対応し、事実上再稼働を容認してきました。安全対策を約束していた関電幹部が、その裏で原発再稼働を進めるための多額の金品を受け取っていたのですから、そんな約束が信じられるでしょうか。知事は原発再稼働の前提が崩れたとは思われませんか。お答えください。

【西脇知事・答弁】浜田委員のご質問にお答えいたします。原発再稼働に対する考え方についてでございます。関西電力役員が高浜町元助役から金品を授受していた問題につきましては、さる10月8日、関西電力副社長が来庁し、社内調査の概要や今後の取り組み等について説明を受けました。私どもからは、原子力発電所の再稼働に際しては全国に先駆けて地域協議会を設置し、住民説明会を開催するなど関係市町とともに丁寧に対応してきましたが、今回の不祥事でこれまで積み上げてきた府民の信頼が大きく失墜したことをしっかりと認識し、徹底した調査により原因を究明するとともに、利用者や府民の皆様へ説明責任を果たし、信頼回復に真摯に取り組むよう強く申し上げたところです。原発の再稼働について議論するにあたっては、まず関西電力における第三者委員会の調査による全容解明がどのように進展するのか、さらに関西電力がどのように信頼回復に取り組む説明責任を果たすのか、しっかりと見極めなければならないと考えております。

【浜田・再質問】知事は信頼を損ねられたというふうに答弁されました。先ほど言われたように、全国に先んじて確かに地域協議会や住民説明会やられたわけですけれど、そこで、原発再稼働を行なうにあたって説明していた安全性そのものへの信頼が、今回の事態で損なわれたということではないでしょうか。そうであるならば、関電幹部が原発再稼働の前提として説明してきた安全性そのものを、あらためて検証する必要があるんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

【知事・再答弁】浜田委員の再質問にお答えいたします。安全性そのものの前に、まずは関西電力が企業としての信頼回復を取り戻す、それが大前提ということで、先ほど申し上げたことを強く申し出たところでございまして、私どもとしては、まずそれがあって初めて、内容に入っていけるものだというふうに思っております。

【浜田・再々質問】いま知事は「安全性の前に」と言われましたけれど、安全性の確保というのは原発再稼働を認めるかどうかの前提だったはずなんです。それが崩れているんじゃないかと私は言っているわけで、私はあらためて、安全性の再検証をやっぱりやるべきだと思います。また、先ほど「第三者委員会の全容解明を待つ」と言われましたけれども、この第三者委員会といっても、あくまでも当事者である関電が作る第三者機関に、疑惑の徹底解明は期待できないと私は思います。重大なのは政府が、不正を行った関電幹部らが設置した第三者委員会の調査待ちにして、野党が求めている関電関係者の国会招致さえも拒否していることです。疑惑の解明のた

めには、金品を受け取っていた当事者たちがつくる第三者機関まかせでなく、関係者の国会招致をはじめ、政府自らが真相解明のための徹底的な調査を行うように、京都府としても求めるべきだと思いますが、いかがですか。

【知事・再々答弁】 浜田委員の再質問にお答えいたします。信頼回復、それにつきましては第三者委員会の設置、その検討内容はその一部でございまして、そうしたことも含めて、全体として住民、また国民の信頼回復ができるかということでございますので、そういう意味ではいまご指摘の点も含めて、関電は信頼回復に努めるべきだというふうに考えております。

【浜田・指摘要望】 今回の問題は、2013年度からの6年間で、関電から元助役が顧問を務める建設会社「吉田開発」への発注額が、64億7千万円にも上っておりまして、これらの事業費は最終的には電気料金に転嫁されます。一方関電は、2011年以降、原発再稼働のために家庭向け電気料金を二度にわたって値上げしました。したがって、元助役から関電幹部に環流した多額の金品の原資は電気料金であり、関電と元助役の癒着の被害者は国民であり、われわれ京都府民です。政府の責任で疑惑の徹底解明を行なうことが必要だと思います。ぜひそのことを政府に求めていただきたいと思います。

前提となる「安全」が揺らいでいる以上、原発の稼働はただちにやめよ

【浜田】 私どもは、原発の稼働はただちにやめることを求めています。原発稼働をやめさせても、大量の使用済み核燃料がある以上、過酷事故が起こった場合に備えて、避難計画や放射能防護対策が必要です。しかし決算特別委員会の書面審査でも、過酷事故が起こった際の避難道路の整備があと7年もかかること、放射線防護施設の整備が進んでいないことなどが明らかになりました。住民の命を守る安全対策もできていない以上、原発は止めるしかありません。関西電力に、原発再稼働を断念するよう求めるべきではありませんか。お答えください。

【知事・答弁】 原発再稼働にかかる安全対策についてでございます。原子力災害時における広域避難計画につきましては、平成27年に高浜発電所、平成29年に大飯発電所にかかる計画が国の原子力防災会議で了承され、京都府では本計画に基づき避難施設等の整備を進めています。このうち避難路整備につきましては、国に財政確保を強く要請した結果、経済産業省の交付金制度の拡充や内閣府のモデル事業の創設がなされ、これらを活用し、これまでに11路線に着手し、7カ所の待避所等の整備が完成をしております。また屋内退避施設につきましては、原子力発電所からおおむね10km圏内の病院、小学校、福祉施設の放射線防護対策を優先して進めており、これまでに12施設の整備が完成をしております。さらに高浜、大飯発電所の同時発災や孤立集落の発生を想定した、ヘリコプターや船舶による避難や府外への広域避難訓練等も実施しており、引き続き関係市町とも連携し、避難計画の実効性を高め、府民の皆様の安心・安全を確保する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

【浜田・指摘要望】 今日の議論のなかでも、災害復旧事業の繰越などが問題になりました。原発事故もいつ起こるかわからないもとの、緊急避難道路の整備などが遅れていることに、住民のみなさん、本当に不安を持っておられます。原発再稼働の前提条件であった、住民の命を守るための安全対策がまだできていない上に、地域協議会や住民説明会で安全対策を説明してきた関電幹部に、原発再稼働を進めるための多額の金品が渡っていたことが明らかになったわけですから、もはや原発再稼働の前提は完全に崩れています。関電に原発をただちに止めるよう求めるべきです。そのことを厳しく指摘して、次の質問に移ります。

市町村の頭越しで水道事業の広域化を提案しているのは重大問題

【浜田】 水道事業の広域化・民営化についてお聞きします。今年の2月と3月に非公開で開催された、府内市町村と京都府が参加する「市町村水道事業連絡会議」で、水道事業の広域化・広域連携の方向性を提示した「検討

のたたき台」が示されました。京都民報社が情報公開請求して入手した資料によると、北部圏域では「一水道」を明記し、29年度以降に「事業統合」「料金統一」と示されています。南部圏域では「府営水道を含む事業統合をめざす」とし、29年度以降の「事業統合」「料金統一」を明記しています。中部圏域では「将来的な広域化等を視野に入れ」て、29年度以降の「事業統合」が示されています。しかし、水道事業というのは市町村水道が主役ですから、水道事業のあり方を決めるのは市町村であり、住民のみなさんです。京都府が広域化のテンポまで示して広域化を誘導するのは、市町村の権限をおかすものではありませんか。お答えください。

【知事・答弁】水道事業についてでございます。水道事業は人口の減少にともなう水需要の減少をはじめ、施設の耐震化・老朽化対策や技術職員の不足など、多くの課題を抱えるなか、将来にわたり持続可能なものとするのが必要でございます。そのため各々の市町村におきましては、今日まで経営の効率化や施設の適正化など、水道事業の基盤強化に努めてきているところですが、給水人口の減少や水道施設の老朽化が進むなかで、市町村単独では解決困難な課題につきましては、他の市町村との連携など広域的な観点からも対策を検討する必要があるとの市町村からの意見もあり、京都府としてはそうした市町村の意向を踏まえた広域的な取り組み等の支援も必要であると考えております。委員ご指摘ございました「検討のたたき台」は、昨年京都府が開催いたしました市町村の若手職員によるワークショップにおきまして、圏域ごとの「今後の水道事業のあるべき姿」をテーマに、自由な議論を行っていただいた結果を取りまとめたものであり、なんら決定されているものではありません。今後京都府では、「京都水道グランドデザイン」に記載しておりますとおり、圏域ごとに設置します協議会におきまして、将来にわたり安心・安全な水道を供給するため、市町村が地域の実情に応じた基盤強化の方策を選択できるように、支援をしてまいりたいと考えております。

【浜田・再質問】いま知事は、「市町村の方の意向で」というような話がありましたけれども、連絡会議での各市町村の意見を読ませていただきますと、例えば「うちの市では広域化の議論は進んでいない」とか、『「広域的連携等推進協議会」の名称は広域化推進が前提となっている印象が強い』など、広域化ありきの提案に批判的な意見も出されておりました。これは提案をされていて、これから議論をされると、市町村が決めていただくとも言われましたけれども、そもそも、改正水道法にもとづく「広域的連携等推進協議会」を開く前の非公開のこの連絡会議に、住民には何も知らされないまま、広域化・広域連携の具体的な案を提示すると、このやり方は問題ではないかと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

【知事・再答弁】浜田委員の再質問にお答えをいたします。市町村水道事業の連絡会議は、京都府と府内のすべての市町村の担当者が、水道事業に関しまして情報共有・情報交換を行うことでありまして、そのなかではかなり様々な可能性も含めて検討・研究が行われるものでございまして、今後、広域連携、広域化等の方針決定とか合意を目的とした具体的な協議を行う段階に至れば、水道法に基づいて圏域ごとに設置いたします「広域的連携等推進協議会」において、十分に協議を行って参りたいと考えております。

【浜田・再々質問】明らかにですね、具体的なテンポまで示しているわけですから、広域化を誘導するような中身になっているということは明らかだと思うんですね。先ほど知事が言われました、水需要の減少や老朽施設の問題、技術職員の技術継承という課題をあげられました。これは書面審査でも議論されておりましたけれど、「じゃあなぜそういう課題を解決するのに広域化が必要なんですか」というある委員の質問に対して、そのとき理事者はこう答えられました。「事業統合を検討して、限られた職員を少しでも広い給水域内で少しでも業務に携わっていただく」「水需要に合った施設規模を検討する」と、こういう答弁されたんですね。しかし、こうした経営の合理化とか経費の節減というのは、職員の削減や水道料金の値上げなど住民負担につながりかねないと思います。昨年10月12日に、新潟県議会が「水道民営化を推し進める水道法改正案に反対する意見書」を採択しましたが、その意見書では「将来にわたって持続可能な水道を構築し、水道の基盤強化を進めるため、必要な支援の充実、強化、及び財源措置を行なうよう、強く要望する」と国に要望されました。広域化ありきではなく、国に財

源措置をとらなされた支援を求めるとともに、府としても市町村への技術的・財政的支援を行う、こういう道もあると思うんですけども、いかがでしょうか。

【知事・再々答弁】 浜田委員の再質問にお答えをいたします。議論はそもそも広域化ありきではございませんけれども、先ほど言いましたように、市町村としては非常に厳しい状況のなかで、安心・安全に水を供給していくためにいろんな可能性を探るといのは当然のこととっております、そのなかの一つの選択肢のとして、広域化というものがあると思っております。先ほどの理事者の答弁は、広域化の場合の効果について申し上げたものでございまして、その選択肢は排除できないと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、京都府といたしましては、それぞれの市町村がより適正な選択肢が選択できるように、支援してまいりたいというふうに考えております。

水道民営化は「百害あって一利なし」。一里塚となる広域化押しつけはやめよ

【浜田】 選択肢の一つだと言われますけど、一つの選択肢しか示していないんですね。だから問題なんです。重大なのは、広域化が民営化と一体の動きだという点です。「京都水道グランドデザイン」では、広域化とともに官民連携を進めることも明記され、北部圏域のスケジュールでは、令和5年に「公民企業体の設立」ということまで明記されております。与謝野町では、9月議会に提案された水道事業会計予算に、水道の窓口・料金・収納・検針・滞納整理・開閉栓業務を、舞鶴市、宮津市と一緒に民間業者に委託する予算が突如として提案されましたが、「料金統一すると、老朽管の少ない与謝野町民が他市の老朽管更新工事のために高い水道料金を支払うことになる」「滞納整理や料金徴収業務の民間委託は、個人情報民間業者に提供されることになる」などとして、契約予算を削除する修正案が提案され、採決の結果、賛成13、反対1で可決されました。こうした事態を知事はどう受けとめておられますか。

【知事・答弁】 水道事業の官民連携の動きについてであります。先ほど申し上げましたけれども、水道事業は多くの課題を抱えておられて、市町村が将来にわたって安心・安全な水道を供給するために、水道事業の基盤強化を図っていく必要がございます。基盤強化に向けましては、市町村単独での取り組みの他、他の市町村との広域連携や、民間の優れた技術やノウハウを積極的に活用する官民連携などの方策が考えられるところでございます。こうしたことから、舞鶴市、宮津市、与謝野町では、来年度から水道の料金徴収等を共同発注で民間委託するための補正予算案を各議会に提案されましたが、与謝野町ではそのうち民間委託に関する予算を除いて修正可決されたというふうに伺っております。市町村議会の議決結果についてコメントする立場にはございませんけれども、水道事業の基盤強化を図るための方策を実現していくためには、住民のみなさんや議会に対して丁寧な説明を行い、ご理解をいただくことが重要だというふうに考えております。京都府といたしましては、先ほども申し上げました圏域ごとに設置する協議会におきまして、各市町村がそれぞれの地域の実情に応じた基盤強化の方策を選択・検討できるように、引き続き支援してまいりたいと考えております。

【浜田・再質問】 いま「丁寧な説明が必要だ」と言われましたけれども、与謝野町の場合はこれが突然提案されて、ああいうもめごとになったということがありますし、京都府が今度の協議会で示した中身も住民のみなさんはまったく知らない。しかも非公開でやられたわけですから、住民のみなさんは知らないままに、こんなことが進んでいるってことになっているわけですね。しかも私が思うのは、広域化と民営化の関係なんですけれども、「京都水道グランドデザイン」の検討委員でもある浦上拓也・近畿大学教授が、厚労省の「水道事業基盤強化方策検討委員会」の場で、「各都道府県に事業が2つか3つくらいいいのではないか」「(民間企業参入のためには)広域化である程度規模を大きくしてあげないと話が進まない」などと述べています。つまり、広域化は官民連携、民営化への一里塚になるんじゃないかと危惧しますけれども、この点はいかがでしょう。

【知事・再答弁】 浜田委員の再質問にお答えいたします。いまご紹介がありました浦上委員の発言については、申し訳ございませんが承知をしておりますけれども、広域化、また公民連携は、さきほども申し上げましたように市町村が安心・安全な水道を提供するために、いろんな基盤強化を図らなきゃいけないための一つの選択肢として存在するものと思っております、それをどういう形で選択し実施していくか、実現していくかにつきましては、市町村の判断があると思っておりますので、我々は先ほど申し上げましたように、適切な選択肢が選択できるように引き続き支援をしてみたいというふうに考えております。

【浜田・指摘要望】 浦上氏の発言をご存じないというのは、ちょっと私は問題だと思います。「京都水道グランドデザイン」の検討委員をやっておられる方が、こういう発言を実際にされているわけですね。つまり基盤強化のための広域化ではなくて、民営化に進むための一里塚としての広域化だということを主張されているわけですから、しっかりと、こういう発言をされているということも知事もよく理解もしていただいて、本当に広域化がいいのかどうか考えていただきたいと思います。西日本新聞の10月22日付の1面に、「水道民営化検討せず 九州10市 災害対応、高騰懸念」と題する記事が掲載されて、そのなかで「コンセッション方式」の導入について聞かれて、10市が全部導入しないとやっているんですけど、長崎市では「海外では再度公営化した事例もあり、安全安心な水を民間に委ねることは、市民の理解を見極める必要がある」と強調。佐賀市は「水道事業にまったく知識がない事業者が、災害が起きたときに責任を果たせるのか」と、こういう見方をされています。水道事業の民営化というのは、住民と自治体にとって「百害あって一利なし」です。その民営化につながる広域化と官民連携を、強引に推進することはただちにやめるべきだ。このことを強く指摘しておきたいと思います。

約束違反が繰り返される米軍レーダー基地。地位協定の抜本的見直しが必要

【浜田】 最後に、米軍レーダー基地問題について、指摘要望だけさせていただきます。この間、ドクターヘリの運行にともなうレーダー不停波問題、米軍関係者の交通事故の情報不開示、発電機の騒音問題、二期工事の土曜工事など、米軍による住民の安心安全に関わる約束違反が相次ぎました。京都府は、その都度抗議や申し入れを行っていますが、米軍は先日、二期工事で日曜日の工事まで行ないました。まさに米軍のやりたい放題だと思います。米軍に日本政府や京都府がまともにモノが言えない背景に日米地位協定があることは明らかですが、そのもとでも、沖縄県は県民の民意を背景に、辺野古への新基地建設反対などの声を直接アメリカ政府や米軍にぶつけるとともに、日米地位協定の抜本的改定をめざして他国の地位協定を調査し、その結果をもとに国に働きかけています。沖縄のように京都府も、府民の安心安全を守るために、防衛局に対してだけではなくて米軍に直接抗議の声をぶつけるとともに、日米地位協定の抜本的見直しを日本政府に強く働きかけることを求めまして、質問を終わります。

<他会派議員の質問項目>

会派	氏名	要旨
自民	菅谷寛志	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度決算について 2. 関西文化学術研究都市について 3. 京都産品の海外戦略について
自民	石田宗久	<ol style="list-style-type: none"> 1. 風倒木被害の早期復旧と未然防止対策について 2. 公立・公的医療機関等の再編問題について
自民	家元 優	<ol style="list-style-type: none"> 1. 京都府政の推進体制、職員体制について 2. 災害復旧の状況について 3. 大河ドラマによる地域振興について
府民	小原 舞	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度決算について 2. 少子高齢化時代・人口減少時代の地域における公共交通のあり方について 3. リカレント教育について 4. 中北部振興と京都舞鶴港振興について
公明	村井 弘	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度の財政経済状況について 2. お茶の京都の展開について 3. 河川整備について